

## エコ・アクション・ポイント全国型事業開始

エコ・アクション・ポイント全国型事業が 10 月 15 日より開始された。

エコ・アクション・ポイント事業とは、地球温暖化対策の一環であり、家庭部門の温室効果ガスを削減するため、消費者による温暖化対策型の商品・サービスの購入などに対して経済的インセンティブを付与することにより、温暖化対策の行動を誘導する仕組みである。

例えば、モデル事業に参加した企業の製品や特定の店舗で買い物をしたり、決められた行動（レジ袋の拒否など）をすると、その内容に応じてポイントが付き、そのポイントが後にサービスや電子マネーなどとして利用できるようにするものである。また、貯まったエコアクションポイントは電子マネーとして使うだけでなく、温暖化対策事業に寄付をしたり、場合によっては、CO<sub>2</sub>の個人排出量算定のオフセットに使用したりもできる。いままでにも、エコマークやグリーンマークなど、環境に配慮した製品を示すものはいくつか存在していたが、どちらかという購入に対して割高感があり、なかなか積極的な導入には至らないというジレンマがあった。しかし、ポイントの還元、電子マネーという仕組みを活用することによって、特定の商品や、環境配慮の行動に対して経済的な優位をもたらすことが可能となり、これが消費者の積極的な温暖化対策の行動につながることを期待したい。

環境省では、平成 20 年度にモデル事業を行い、その成果をふまえて次年度からはエコアクションポイントの本格展開を図るとしており、公募の結果、以下の 3 事業者が全国型事業として選定された。



### 【全国型】

事業主体 (委託先)	エコポイント事業の内容・スキーム			エコポイント事業の特徴
	付与対象行為	還元メニュー	参加事業者	
(株)ジェシービー (出資を募って別法人が主体となる予定)	温暖化対策貢献商品・サービス (携帯 QR コード、POS システム、クレジットカード端末等によりポイント付与)	温暖化対策型商品、オフセットサービス(参加会員の温室効果ガス排出量をオフセット)、鉄道利用(JR、東急等関東・関西の民鉄)、温暖化対策事業への寄付、限定商品との交換、通常の商品交換等	三菱電機(株)、(株)コジマ、東京急行電鉄(株)等関東・関西の民鉄数社、アスクル(株)、(株)エコノス等 22 社(予定)。 その他数 10 社に働きかけ。	・家電メーカー、量販店、消費財メーカー等温暖化貢献商品等を販売する複数の業種の事業者が参加できる横断的なエコポイントプラットフォーム。 ・新たなカードは発行せず、現金を含む決済手段に広く対応すると同時に、様々な商品・サービスにポイント付与可能とする。またポイント交換など既存ポイントシステムと共存するスキーム。
(株)電通	温暖化対策貢献商品、CO <sub>2</sub> 排出権付き商品 (ベルマーク方式によりポイント付与も検討)	各参加企業が提供する商品/サービスへの交換、各社が提供する独自ポイントへの交換、CDM 事業への寄付	エコイベントへの協賛として飲料メーカー、スポーツ衣料、AV メーカー、金融企業、コンビニエンスストア企業等を想定。 その他エコイベント開催に向け主要スポーツ競技団体等に今後働きかける予定。	多くの企業と消費者の参加を促すために、特定セグメントに特化したエコポイント事業をキャンペーンとして複数モデル・毎年展開。
(株)Tカード&マーケティング	レジ袋ポイント及び温暖化対策貢献商品 (Tカードによりポイント付与)	参加企業の商品・値引き、環境関連の団体への寄付、エコ商品への交換	TSUTAYA をはじめとする T ポイントアライアンス加盟企業が参加予定。	・約 2600 万人の会員を有する T アライアンスの事業として展開 ・T アライアンス加盟企業：ファミリーマート、ブックオフ、エネオス、青山商事、牛角、スカイラーク等 4 社約 30000 拠点

資料：「環境省ホームページ」(<http://www.eco-action-point.go.jp/index.html>)

## 環境法令等の動き < 抜粋 > (H20.07.23 ~ H20.09.30)

整理 番号	月日	区分・番号	題 名 ・ 内 容
追加	5.28	環境省令第5号	<p>温泉法施行規則の一部改正                      温泉の掘削又は採取に伴う、可燃性天然ガス（メタン）による災害の防止のための条項を追加                      第1条（土地の掘削の許可の申請）                      申請書に「主要な設備の構造及び能力」「掘削時災害防止規程」等を追加                      第1条の2（掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準）                      第4条の2（掘削のための施設等の災害の防止上重要な変更）                      第4条の3（掘削のための施設等の変更の許可の申請）                      第6条の2（温泉の採取の許可の申請）                      第6条の3（温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準）                      第6条の4（合併及び分割の承認の申請）                      第6条の5（相続の承認の申請）                      第6条の6（災害の防止のための措置を必要としない基準）                      第6条の7（可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請）                      第6条の8（確認を受けた者の地位の承継の届出）                      第6条の9（温泉の採取のための施設等の災害の防止上重要な変更）                      第6条の10（温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請）                      第6条の11（温泉の採取の事業の廃止の届出）                      第6条の12（環境大臣が定める方法による測定）                      第6条の3第1項第1号及び第3号並びに第6条の6第1項に規定する測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関、又は、これと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならない                      附則                      施行期日：平成20年10月1日 ただし、第6条の6から第6条の8まで及び第6条の12に係る部分の規定は平成20年8月1日からとする。                      経過措置あり</p>

			6月27日以降7月22日まで該当記事なし
1	7.23	環境省告示第58号	<p>温泉法施行規則第6条の3第1項第1号及び第3号並びに第6条の6第1項の規定（上記の追加法令参照）に基づき、環境大臣が定める方法を定める件                      1. 則第6条の3第1項第1号                      温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスを分離する設備を通過した後の温泉水について                      (1) 温泉水が流入する貯水槽が設置されている場合：                      貯水槽の上部に排出する気体中のメタンを「携帯型の可燃性ガス測定器（JIS M7653）」で測定した場合のメタンガス濃度が、「爆発下限界の値の25%」未満であること                      (2) 貯水槽が設置されていない場合：                      分離設備を通過した直後の温泉水について、ヘッドスペース法で測定した場合のメタンガスの濃度が「爆発下限界の値の5%」未満であること                      2. 則第6条の3第1項第3号                      1の温泉水について測定した結果が「爆発下限界の値の25%」未満の場合は、「ガス排出口の設置条件」を考慮しなくてもよい</p>

			<p>3. 則第6条の6第1項 災害の防止のための措置を必要としない基準は温泉の採取に伴い発生するガス(「温泉付随ガス」という)中の環境大臣が定めるメタンの濃度とする</p> <p>(1)発生するガスの気泡が目視できる場合は、当該ガスを「水上置換法」で採取し携帯型の可燃性ガス測定器で測定した値が、「爆発下限界の値の50%」であること</p> <p>(2)発生するガスの気泡が目視できない場合で、貯水槽が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、可燃性ガス測定器で測定した値が、「爆発下限界の値の25%」であること</p> <p>(3)発生するガスの気泡が目視できず、かつ、貯水槽も設置されていない場合は、ヘッドスペース法で測定した値が、「爆発下限界の値の5%」であること</p>
2	7.23	環境省告示第59号	<p>平成5年環境省告示第35号の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬登録保留基準(平成17年8月3日付 環告第83号)の適用日(平成18年8月3日)前にされた登録の申請に関し、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」については、平成5年環告第35号の表の基準値を超えないこととする</li> <li>・ 別名DCPA又はプロパニルの項を削る</li> <li>・ 別名オキサジアルキル(基準値0.2mg/L)を追加する</li> <li>・ 「(144)オキサジアルキル試験法」を加える</li> </ul>
3	7.23	環境省告示第60号	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準を定める件 農薬(別名ペンチオピラド)の「水質汚濁予測濃度」が0.2mg/Lを超えないこととする。 当該薬品を申請書の記載に従って使用されるとした場合に予測される公共用水への流出中における当該農薬の10分の1に、当該農薬の飛散を考慮して算出する</p>
4	7.25	政令第238号	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 希少野生動植物種の個体に含める卵及び種子として、コヘラナレン等の種子を追加する(第2条関係)</li> <li>2. 国内希少野生動植物種として、オガサワラハンミョウ等を追加等とする(別表第1関係)</li> <li>3. 特定国内希少野生動植物種として、オキナワセッコクを追加する(別表第3関係)</li> </ol>
5	7.30	厚生労働・ 経済産業・ 環境省告示第2号	<p>化審法第2条第5項の規定に基づき第2種監視化学物質に指定した件 12項目(通し番号 933~944)を第2種監視化学物質に指定した</p>
6	7.30	経済産業・ 環境省告示第6号	<p>化審法第2条第6項の規定に基づき第3種監視化学物質に指定した件 9項目(通し番号 116~124)を第3種監視化学物質に指定した</p>
			7月31日以降8月19日まで該当記事なし
7	8.20	日本工業規格 (経済産業省)	<p>制定された日本工業規格 K0216 分析化学用語(環境部門)</p>
8	9.11	環境省令第10号	<p>南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別記の南極特別保護地区のうち、第24、35、37、54、55、60地区の区域の改正並びに第68、69、70地区を追加</li> <li>2. 別表第6(南極特別保護地区ごとの要件)中の第24、35、37、38、54、55、60地区に関するそれぞれの要件の改正、並びに第68、69、70地区のそれぞれの要件を追加</li> <li>3. 施行期日:公布の日(平成20年9月11日)</li> <li>4. 経過措置あり</li> </ol>
9	9.12	政令第282号 (環境省)	<p>石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 施行期日は平成20年12月1日とする</p>

10	9.18	政令第288号 (国土交通省)	海洋汚染防止法施行令の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶からのふん尿等の排出方法に関する基準について海面より上の位置から排出する場合の特例を定めることとした(別表第2関係)</li> <li>施行期日：平成20年9月18日</li> </ul>
11	9.18	国土交通省令第78号	海洋汚染防止法施行規則の一部改正 #10の改正に基づき、令別表第2の国土交通省令で定める排出率は毎分200Lとする(則第12条の3の2)
12	9.26	厚生労働省告示第460号	労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 新規化学物質として326物質を公表(通し番号 No.16647~16972)
13	9.30	環境省令第11号	排出基準を定める省令の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>窒素含有量に関する「業種別排出基準の許容限度」等の改正</li> <li>燐含有量に関する「業種別排出基準の許容限度」等の改正</li> <li>経過措置の期限を平成25年9月30日までとする</li> <li>施行期日：平成20年10月1日</li> </ul>

## 創立記念式典について

2008年7月25日に36周年創立記念式典が開催されました。  
 式典に先立って行いましたセミナーでは、下記内容について発表がありました。

### 【セミナー】

#### 1. 水環境中の医薬品分析について

京都大学等と共同研究を行っている「水環境中の医薬品分析」の研究内容について説明を行いました。普段何気なく使っている医薬品。これらが環境水中でどの程度検出されるのか、その濃度は生態系にどのような影響を与えるのか、非常に気になるところです。これまでの研究成果を生かし、より公益性のある業務に発展することが期待されます。

#### 2. 光化学オキシダント・対流圏オゾン検討調査から

環境省委託業務の光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会について報告を行いました。検討会でまとめた課題が今後数年かけて様々な形で検討されていくと思われれますので、何らかの形で弊社も役立てればと考えております。

#### 3. 品質・環境マネジメントシステムの運用状況の報告

ISOの運用状況報告およびISOの現状の課題に対する話がありました。ISOはあくまでツールであり、より実効性のあるものにするためには社員一人ひとりが考えなければならないことが多々ありそうです。

ちなみに式典後には恒例のバーベキューが本社にて行われました。

天候に恵まれたためビールが美味しく、メタボリックもなんのそので飲んで食べてのお祭りが続きました。





# 分析機器のご紹介 (その1)

当社のような計量証明事業所には、様々な分析機器があります。しかし、その測定原理や使用方法については、担当者以外あまりなじみがありません。そこで今後1年間にかけて、分析機器をご紹介していきたいと思っております。素人にもわかるように、なるべくやさしく解説していきますので、よろしくお願いいたします。まずその第1回目は、最も基礎的な分析器の一つである「分光光度計」をとりあげてみました。

## 分光光度計

分析部

飯田 英樹

### 1. 装置の構造

分光光度計の構成は、光源、分光器、試料室、検出器からなっていて、順を追って説明していくと、

光源

表1 光の領域

	遠紫外線	近紫外線	可視光線	近赤外線	遠赤外線
波長	200nm	400nm	800nm		1mm

表1に示されているように、波長によって呼称が変わってくる。この中でも、その名のとおり可視光線だけが私たちの目に「色」として見る事ができる。



図1 色の領域

図1に示されているように、赤色や青色というのは波長によって決まっている。分光光度計において光源は可視光領域ではタングステンランプ、紫外域は重水素ランプを用いている。

分光器

分光器では回折格子と呼ばれる微細な溝が平行に刻まれている板状の装置(図2)で、光源から来た白色光を分散させて目的の波長の単色光を得るものである。

なぜ光が分散するかというと、光には波長が長い(赤色)ほど屈折率が小さく、波長が短い(紫色)ほど屈折率が大きいという性質があるため(図3)である。

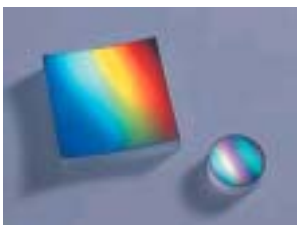


図2 回折格子

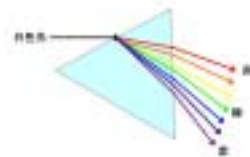


図3 光の屈折率

試料室

試料室において、セルに入れた試料に単色光の光を照射し、入射光( $I_0$ )と透過光( $I$ )の強度の比を測定する(図4)。

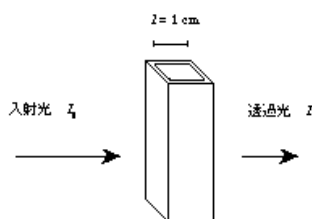


図4 試料の透過

入射光と透過光の比の対数を吸光度といい、 $A = \log(I_0 / I)$ で表され、吸光度と試料濃度の関係は、Lambert-Beerの法則で  $A = Lc$  ( $A$ : 吸光度、 $c$ : 吸光係数、 $L$ : 光路長、 $c$ : 濃度)と表されている。

Lambert-Beerの式で重要なこととしては、吸光度は濃度に比例しているということであり、試料の濃度が濃いほど吸光度が大きくなっていくということである。この性質を使い、濃度のわかっている溶液と比較し、濃度がわからない試料の濃度を求めることができる。このようにどのくらいの量が入っているかを分析することを定量分析という。

検出器

ここでは、光電子増倍管により、光エネルギーから利用しやすい電気エネルギーに変換する。

### 2. 装置の利用

分光光度計によりできることは以下の三つである。

定量分析ができる

スペクトルから物質の特徴が分かる

分子の構造が分かる

分析業務では、主にこの定量分析の機能を使用して分析を行っている。

例えば水道水を見て、鉄の色が見えるかという点と当然のことながら見えない。この装置において色が見えないと分析できない(可視光線の場合)。そこで、溶液中の目的物質に色を付けるために発色試薬を入れる。こうすることにより、水道水中に鉄が多いほど色が濃く(吸光度が高い)、少ないほど色が薄くなる(吸光度が低い)。成分ごとにいろいろな発色試薬が用意されているので、分析成分によって使い分けられている。

### 3. 環境分析での実例

環境分析では、排ガスや水中のアンモニアの濃度を分析する際のインドフェノール青吸光度法において、アンモニウムイオンが次亜塩素酸イオンの共存下でフェノールと反応して生じるインドフェノール青の発色の強さを測定し、アンモニアを定量している。

この他にも多くの物質の分析において分光光度計を利用している。

分光分析の検量線については、「クォータリー 23」を参照して下さい。

## 『たまには晴耕雨読』（「続・解体新書」改め）No.59

### <私は氷、あなたはウイスキー>

「♪ ウイスキー～がお好きでしょ．．．もう少～し しゃべりましょ．．．♪」

モデルの小雪さんが出演している、サントリーウイスキー「角瓶」のCMソングである。画面の下に小さく「Song by SAYURI」とあるが、歌っているのは演歌の大御所 石川さゆりである。このコマーシャル、歌は同じでも、「わたしは氷」編、「港町 薄暮」編、「港町 夜」編と3種類がON AIRされていて、特に「港町 薄暮」編と「港町 夜」編は、前半の背景が違う（場所は同じで、撮影の時間帯が違う）だけで、商品の見せ方も、台詞も全く同じなので、注意して見ていないと違いに気がつかないかもしれない。いずれのバージョンもアングルや照明の細部にまでこだわりを感じ、小雪さんの魅力と石川さゆりの歌唱力とあいまって、シリーズ続編を期待したい、傑作CMの一つとなっている。



わたしは氷編



港町 薄暮編



港町 夜編

もともと、サントリーウイスキーのCMには、秀逸な作品が多数ある。ウイスキーを片手に寛ぐ映画監督の黒澤明氏が出演したCMでは、商品説明も台詞もなく、クラシック音楽が流れるだけであったり、ソウルミュージックの神様といわれるレイ・チャールズが「いとしのエリー」を歌ったり、サミー・デイビスJr.が絶妙のリズム感を披露したり（このCMは1973年カンヌ国際広告賞受賞）、バーテンダーに扮したピーター・フォーク（「刑事コロンボ」が有名）が、酒場で失恋した女性を慰めたり、ボクサー出身のイケメン映画俳優ミッキー・ロークが、なじみのバーテンダーとグラスを傾けたり（このシリーズは3作ある）と、出演者の顔ぶれも超一流だ。どのCMも、商品の特徴や説明はいっさいなく、その商品に「こころ」を映す、極めて緻密で日本文化的な広告作法のひとつといえる。



ミッキーローク



ピーターフォーク

一方、CMの中での台詞（朗読）やキャッチコピーなどを通して、視聴者のところに訴えたり、問題提起をしている作品もある。この場合、CMを見た視聴者は、自分なりの価値観や概念を、背景の映像に重ねてイメージを膨らますことになる。こうなると、もはや単なるCMとはいえず、30秒の映画作品といっても過言ではない。こちらのシリーズをいくつかご紹介しよう。

画面いっぱいに広がった大草原が背景の1979年「オールド」CMの台詞から．．「UFOが出そうな荒野で、羊飼いの青年に会った。彼の目はどこまでも透明に輝いていた。僕らはあの純朴さを失ったのかもしれない。僕たちは本当に豊かなのかな～．．あいつに乾杯。」このころ成田空港が開港し、経済的には豊かさの絶頂にあった日本に一石を投じたCMだ。



UFOが出そうな荒野

1973年、作家の山口瞳氏が夜の浜辺で焚き火をしながら飲んでいる．．「雁は北の国から枝を

くわえて津軽にやってくる。飛び疲れると波間に枝をうかべて羽を休め、津軽の浜にいらなくなった枝を落としてさらに南の空へと飛んでいく。南の地で冬を過ごした雁は春になるとまた津軽に戻ってきて、自分の枝をもって北国へ去っていく。あとには生きて帰れなかった雁の数だけ枝が残る。漁師たちはその枝を集め風呂を焚き、不運な雁たちの供養をしたという」山口瞳が、しみじみと「あわれな話だなあ．．日本人で不思議だなあ．．」とつぶやくシーンで終わる。この年はオイルショックで、トイレトペーパーの買い占めが行われた年だ。

艶やかなものでは、湯けむりの向こうに日本髪女性の裸身．．「北の風、霜は天に満ち、この里に雪降り。火は赤々としてお湯割りのオールドの湯気の香にしばし漂う．．」日本語の美しさもさることながら、いままで水割りしかなかった飲み方に、ホットウィスキーを広めた作品。

デザイナーの三宅一生氏が、南の島の海岸で寛いでいる。夕方でシルエットとなっているが、シリーズものなので、彼が三宅一生だとわかる。「なにもしない。なにもしらない。都会が自分を主張するところなら、ここは自分を忘れるところ。今日は、はやくまわりそうだ．．」高度成長の時代、仕事一筋のサラリーマンに会心の一撃だった。



オールド ホットウィスキーより



と、まあ、これ以外にも、「オールド 父の誕生日編」「オールド 父の上京編」など、都会で一人暮らしの娘と田舎の父親との愛情を描いたシリーズや、女性が「課長の背中を見ているのが好きなんです。しばらく見ていていいですか．．」と、OLと課長のせつない恋などを描いた「オールド、恋は遠い日の花火ではない。」シリーズなど、数えきれないほどの作品が存在している。



デザイナー 三宅一生氏

しかし、最近では、冒頭の小雪さん出演の「角瓶」以外に、あまりCMを見かけなくなった。たしかに、ウィスキー自体があまり飲まれなくなったようでもあり、メーカーとしても主力商品にしばってきているのだろう。大勢でワイワイやりながら飲むお酒ではないと思うし、居酒屋メニューにはなじまないお酒であることは間違いない。しかし、ハードボイルド小説に出てくるスパイが、一仕事片付けたあと、シャワーを浴びてホテルの一室で寛ぐお酒が耐ハイであるはずがなく、スコッチのヴィンテージものである必要があるのと、素敵な女性と食事の後、ホテルのバーで飲むお酒が発泡酒ではなく、カクテルやバーボンのロックであることが求められるように、なにか節目のアイテムとして、良質なアルコールの筆頭であるウィスキーの存在価値は未来永劫不変であり、男子のたしなみとしても必要不可欠な存在だと思っている。

さて、現在の「わたしは氷」編の台詞、「私は氷。あなたはウィスキー。」の意味は．．？

あなたのウィスキーで私を融かして．．なのか。いつかは融けてなくなっちゃうわよ．．なのか。

小雪ファンとしては気になるところであるが、いずれにしても彼女にあんな台詞をいわれたら、こちらが融けてしまうことでしょう..(石)

注) 文中の写真は、「You Tube」に公開されていた画像より引用

これらのCMは、サントリーウィスキー博物館（山梨県北杜市白州町）にてビデオライブラリーになっていて見るすることができます。（膨大な量があり、全部見るには、相当時間がかかります。）



## <給食>

小学生の頃の給食を思い出していた。印象に残っているのはソフト麺、確か高学年になってから出てきたメニューだったと思うが、初めて出てきた時は結構な驚きがあった。教室中の生徒が一斉にその食べ方を先生に質問し、最初は大騒ぎになった記憶がある。ソフト麺はパスタのような印象だが、うどんの様な太さで四角形に束ねられビニールの袋に入っていた。食感はその名の通りのソフトな麺で、食べやすく切り取りながらスープ状の具に絡めて食べた。ミートソースが具の時はまさにスパゲッティそのものであった。

ある雑誌で学校給食の献立について「食べ合わせ」の問題が指摘されていた。

私が小学校の頃の給食においてはそこまで酷いと思われるメニューは無かったかと思うが、現在は面白い食べ合わせのメニューがある様だ。タイ料理や韓国料理、その他イギリス、フランス、ロシアなど様々なメニューが取り入れられているそうのだが、特に指摘されていたメニューはこんな感じだ。「味噌ラーメン、アンドンナツ、みかん、牛乳」、「チョコパン、アメリカンドッグ、白菜スープ、牛乳」、「生クリームサンド、焼きそば、牛乳」、「白湯ラーメン、イチゴケーキ、発酵乳、牛乳」という感じで食べ合わせもさることながら、アメリカンドッグなど栄養感覚を疑うものも少なくないと思った。試しにインターネットで「給食、献立」と入力し検索してみたのだが、写真付で公表している自治体もあり、割とどこの自治体もしっかりしている印象だ。私が見た限りでは特に変わった食べ合わせは見あたらなかった。

ちなみに、横浜市の一部地域で出された10月8日の給食の献立を左記に紹介させて頂こうと思う。結構美味しそうである。

8 食パン ブルーベリージャム			
●ブルーベリージャム 20		中濃ソース	3
●鶏肉のトマトシチュー		塩	0.7
鶏肉(中角)	40	ごしよ	0.03
ワイン(白)	1	水	40
じゃがいも	50	●野菜ソテー	
たまねぎ	40	ほうれんそう	15
にんじん	20	たまねぎ	10
トマト缶(ジュース減)	10	スイートコーン缶	10
マッシュルーム(フライス)	8	にんじん	2
パセリ	0.6	米サラダ油	0.3
にんにく	0.3	塩	0.15
米サラダ油	0.7	黒ごしよ	0.03
小麦粉	2	●みかん	1個
マーガリン	2		
トマトケチャップ	10		
エネルギー 689 kcal たんぱく質 25.3 g			

さて、食べ合わせや栄養問題もさることながら、やはり気になるのは汚染米の問題である。世の中で安全な食べ物と思っていた給食にまで影響が及んでいる。一連の汚染米転売問題で京都府は9月、汚染されたたとみられる餅精米が流通していた市内の高齢者施設や医療施設など10施設を立ち入り検査し、このうち保育園と老人保健施設の2ヶ所において残っていた給食用の米から、食品衛生法の基準(0.01ppm以下)の2倍にあたる0.02ppmのメタミドホスを検出した。

これらの問題を引き起こした一つの原因として、小麦価格の高騰などにより余剰米を小麦の代替品として使えば食料自給率の向上に貢献できると見た政府の考えが影響していると思われる。恐らく、それらの目的で流通しているのが「米粉」であるが、小麦の取引が無くなった中小企業が米粉(純粋な米として出荷出来ない為、米を粉末状にし米菓子などに使用する事が多い)をミニマムアクセス(最低輸入量)米と同様に、品質管理や等級制度の存在しないという両者の法の特性・隙間を縫って流出させたと考えられる。これらの米粉は取引も値付けも品質管理も政府は行わず民間業者の自己裁量に委ねられている為、安全の証明はほとんど無いという現状であった。現在の日本の食料自給率はカロリーベースで43%程度であるが、このような現状では流通が消極的になるであろうから食料自給率のアップは難しいのではないかと思う。

給食に対しての明るい話題もある。皆さんはTFT制度というものをご存知だろうか。「TABLE FOR TWO」と言い、先進国の参加者と途上国の子供2人が同じテーブルで食事をしているイメージからつけられた名前の制度である。最近では横浜市や大手企業、大学などでこの活動が行われている。どういうものかと言うと、先進国の食堂で環境に配慮した低カロリーメニューを食べると、一食につき20円(途上国の学校給食一食分)がTFTに寄付される。TFTに集められたその寄付金は国連世界食糧計画、ミレニアム・プロセス(NPO)を通じて途上国へ学校給食が提供されるというものだ。

世界人口60億人のうち飢餓に苦しむ人々の数は10億人にのぼるとも言われているが、「メタボ」といった言葉をよく耳にする日本であるから、こういった活動は色々な意味で効果があるのではないかと思う。(池)

参考：毎日新聞 20.9.13 日経ビジネス 20.9.29 SAPIO 20.9.24

献立の写し：財団法人横浜市学校給食会より 20.10.8のもの



## ～ 命の値段と人の縁～

カルカッタの街を歩くと数々の物乞いから声がかかる。明日が訪れる保障など何一つ無い綱渡りをしてる彼らにとって、1 ルピーは今を生き延びる糧である。今日、物乞いを断った彼が明日死んでいることも十分考えられるが、何千何万ともしれぬ物乞いの全員を救えるはずのない旅人は苦渋を噛みしめながら No! と行って歩き続ける。

僕が歩いたわけではない。数々の旅人が残した旅行記で飽きるほど読んだエピソードである。不謹慎かもしれないが個人の医療費募金活動を見かけるたび、こんなシーンを思い出してしまう。

金さえあれば望みがある。今の日本においてそれはまだ生きるすべがあるということだ。金策ができずに死ぬことは、本人にも遺族にも耐えられない悲劇だろう。しかし言っちゃ悪いが金が無くて死ぬ人などは世界に星の数である。僕にとって名も知らない一個人とカルカッタの物乞いに何の違いがあるのかと考えてしまうのだ。予防接種を受けられずに伝染病で死ぬ難民の子供は不本意ではないだろうか。或いは事業に失敗して首をくくる経営者は他人の慈悲を受けるに値しないのだろうか。

僕の敬愛するシンガーソングライター・タテタカコさんが、先日自らのウェブサイトで一人の C 型肝炎患者 N さんの募金活動を紹介した。N さんは中学生のころの輸血で C 型肝炎に罹り、この夏 37 歳にして状態が悪化。肝移植をしない限り余命 1 年と宣告されたそうである。国内でのドナー待ち期間は 5 年から 10 年かかるためとても待てず、唯一受け入れの用意がある米国フロリダでの肝移植にかかる医療費は前金で 7000 万円なのだそうだ。まるでブラック・ジャックの世界である。



この件について、ウェブの掲示板に誰かが書いた一文がある。「個人的な募金活動を、歌手である立場の者が安易に呼びかけるのは良くないのではないかと。書き込みの真意はそれが歌手だろうとタレントだろうとスポーツ選手だろうと同じだと思う。ファンというものを囲んだカリスマが、安易に私見を呼び掛けるのは公私混同甚だしいと言う趣旨だろう。

敬愛するタテ様が呼びかけるのだから賛同しよう。そう思わせる心理につけ込むのは確かにフェアじゃない。では災害募金の呼びかけなら良いのか。ユニセフの勧めなら良いのか。

しかし歌手だって一個人である。自分の本音をぶつけてこそ人間味があると思う。タテタカコがタテタカコの意味で呼びかけるのなら、それを行うことで自身が受ける評価を重く受け止めるのなら、非難する権利はだれも持ち合わせないと思う。そして実のところ共感するか無視するか、募金するかしないかは個人次第なのだ。いい大人であればそれくらいの判断はできる。しかし知ってしまった以上、無視すると後味が悪い。本音として「なんでそんなことを教えるんだよ」という困惑が聞こえてきそうである。

70 万人の心を動かすことができれば、ひとり 100 円の募金で目標は達成できる。多くの人を振り向かせることができる歌手やスポーツ選手を味方につけるのは目標達成の近道と言えるだろう。そして大きなお金を動かせる政財界の大物が味方につけば、経済的な壁は一気に崩壊するかもしれない。必死に N さんを救おうとしている側がそんなことを考えるのは当然のことだ。もし浜崎あゆみが協賛し、ビルゲイツの琴線を震わせることができたなら事態は即座に解決するのに（まずありえないけど）。

タテさんは自身のウェブサイトに、「このような状況の人は、世の中にたくさんいると思います。その人たち全てに協力することは残念ながらわたしにはできません。わたしは、無力です。（中略）この人を救いたかったです。ということは救いたい命を選んだというふうにも言えると思います。」と記している。それは詭弁の欠けらもない、誤解も恐れぬ真つ当な気持ちの表れだと感じられた。まさに世界中で多くの命が不本意に燃え尽きる中、多くの人々の力で N さんが生き延びたのなら、それは理不尽でも不公平でもなく N さんの運と人の縁なのではないかと思えてきたのである。

失ってしまうもの、守りきれぬもの、ほんの少しの違い。誰かが歌ったそんなフレーズが頭の中をぐるぐると廻っている。1000 円の募金をユニセフに送ったら何人の子供が救われるのだろうか。小学生の息子を持つ N さんは僕と同一歳。同じ境遇の父親である。

僕は今、救いたい命として彼を選ぶべきなのか考えあぐねている。（今村）

URL や連絡先はあえて記載しません。興味をお持ちの方はご自身で web 検索をお願いします。

<パズル&クイズ>

1. 言葉の問題

〔今回の問題〕

次の言葉の間違いを正して下さい。

単兵急な質問	立つ背がない
有頂点になる	緑喜をかつぐ
遠攻近交の策	気を一にする
訓陶をうける	後世恐るべし

〔前回の解答〕

( )の中が正解です。

釜(鎌)をかける

相手に本音を吐かせるために、事実を知っているようなふりをして誘いかけること。鎌で草を刈るときの動作が、向こうからこちらに誘いかけるようにするところからきている。

受け(有卦)に入る

「有卦」とは、陰陽道でいう「吉」のことで、有卦に入ると、やることなすことが皆吉方へ向かう。転じて、よい運命にめぐり合うこと。

合(相)槌を打つ

「相槌」は、鍛冶で師と弟子が向かい合って相互に槌を打つこと。転じて、他人の話に調子を合せることをいう。

若(弱)冠二十歳

昔、中国で二十歳を「弱」といい、「冠」をかぶったことから、男子二十歳を「弱冠」と称する。「弱冠四十歳の青年大臣」などと書くのも、やはり間違い。

真(神)妙な態度

「神妙」は、人知を超えた霊妙不可思議なことで、転じて、おとなしい、素直なという意味になった。

出卵(藍)の誉れ

この言葉は、「青は藍より出でて藍より青し」の句から出た言葉だから、「出藍」でなくてはならない。

晴(青)天の霹靂

「霹靂」は、かみなり。晴れた空に突然かみなりが鳴ること。転じて、思いがけず変事がおこることをいう。「青天」も「晴天」も同じだが、原典に従って用いることになっている。

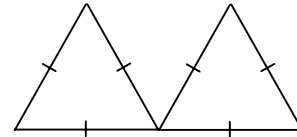
孫(馬子)にも衣装

「馬子」は、駄馬を引いて人や荷物を運ぶ人。そういう身分の低い者でも、立派な衣服をつけると偉く見えるということ。

2. マッチ棒パズル

〔今回の問題〕

マッチ棒6本ずつでできた正三角形が2つあります。



(1) マッチ棒を1本減らして、同じ大きさの正三角形を2つ作して下さい。

(2) 次に、もう1本減らして(10本になります)、同じ大きさの正三角形を2つ作して下さい。

〔前回の解答〕

始めにマッチ棒を取り出した時に、マッチ棒の数が「 $4n + 1 +$ 」だったら、自分が1本とってから相手に取らせるようにします。こうしておいて、相手が1本取れば自分が3本、2本なら自分も2本、3本なら自分は1本というように、1回に4本ずつ減らして行けば、最後に残った1本を必ず相手が取ることになります。

因みに  $4n + 1$  は、5、9、13、17、21、、、、です。逆に最後に取った方を勝ちとする場合の必勝法もありますので考えてみて下さい。

〔ご挨拶〕

今年の5月、腰を痛め(坐骨神経痛)、7月末にてムラタ計測器サービス(株)を辞職することになり、クォータリーの編集も、私(藤井)から石塚にバトンタッチいたしました。

顧みますと、昭和62年から20余年、私の担当した発行数も、前号で83号を数えましたが、これも一重に、皆様のご愛顧の賜物と、心より感謝申し上げる次第です。長期間にわたり、本当にありがとうございました。(藤井)

〔編集後記〕

今までクォータリーには60回以上にわたり投稿してまいりましたが、今般編集責任者の任を藤井顧問より引き継ぎ、責任の重さを感じております。執筆陣にも新たなメンバーを加え、日進月歩の環境問題に置いていかれないよう、クォータリーを進化させていきたいと思っておりますので、これからもよろしくごお願い申し上げます。(石塚)